

令和6年東北ワイン研究会開催要領

【問合せ先】

仙台国税局 課税第二部 鑑定官室

電話 022-263-1111(内3432・3433)

担当 藤田・加藤

1 目的

本研究会は、仙台国税局管内で製造される果実酒及び甘味果実酒（以下「果実酒等」という。）について、製造技術基盤の強化及び品質向上を図ることにより、酒類業の健全な発達に資することを目的として、当局が開催するものです。

2 開催内容

仙台国税局管内果実酒等製造者を対象に、果実酒等の製造技術に関する講演及び参加者が出品した果実酒等（以下「出品酒」という。）のきき酒を行います。

出品酒の成分分析等については、本研究会では実施いたしません。鑑定官室では、別途、技術相談を実施しております。御希望の方は、随時御連絡ください。

(1) 日時及び場所

令和6年4月17日（水）午後1時～午後5時

仙台合同庁舎A棟8階講堂

(2) 内容

イ 鑑定官室からのお知らせ

ロ 酒税課からの連絡事項

ハ 講演

講師：独立行政法人酒類総合研究所 成分解析研究部門

主任研究員 清水 秀明氏

演題：「自然発酵について」

講演 講師及び演題概要

清水氏は、平成19年度に国税庁で技官として採用され、名古屋国税局や熊本国税局で清酒や焼酎を中心に酒類全般の製造等に関する経験を積んだ後、国税庁にて、酒類全般の技術的な支援について酒類行政の経験を経て、平成25年より独立行政法人酒類総合研究所に着任し、平成27年より、現部門にてワインに関する研究に取り組んでいらっしゃいます。

その取り組みの中で、醸し発酵初期を低温状態にする方法（初期低温醸し）の研究により、日本ブドウ・ワイン学会2018京都大会にてポスター賞を受賞、ワインのミネラルに関する研究により、日本ブドウ・ワイン学会2022甲府大会にて日本ブドウ・ワイン学会論文賞を受賞なさっております。

本講演では、清水先生が最近注力して取り組んでいらっしゃるワインの自然発酵の研究、自然発酵における微生物の挙動などについて解説いただく予定です。

ニ きき酒

(3) 留意事項

イ 参加者は仙台国税局管内の果実酒等製造関係者及び酒類製造技術指導機関等の職員とします。

なお、後記3の申込みのない方は、会場へ入場することができません。

ロ 研究会会場の収容人数の都合により、1 製造場からの参加人数に制限を設ける場合がございます。あらかじめ御了承ください。

ハ 合同庁舎A棟1階正面玄関受付にて入館証の交付を受けた上で会場にお越しください。受付に際して身分証明書等の提示が必要になりますので、必ず御持参ください。

ニ きき酒後の車の運転は絶対にしないでください。

ホ テレビ、新聞等の取材の可能性がありますので、御了承ください。

ヘ 感染対策のため、積極的に会場の換気を行います。研究会へ参加する方は、なるべく調整がきく服装にて御来場ください。

ト 本年は、技術講演の動画配信は行いません。

チ 研究会へ参加する方におかれましては、積極的な出品酒提供をお願いいたします。

リ 基本的な感染対策を実施するとともに、発熱等の風邪のような症状がある者は、研究会への参加を見合わせてください。

3 申込み

(1) 研究会への参加の申込方法

研究会への参加を御希望の方は、別紙「令和6年東北ワイン研究会参加申込票」（以下「参加申込票」という。）に所定事項を記入し、令和6年3月28日（木）までに鑑定官室へPrimeDriveへのアップロード又は郵送にて提出してください。

開催要領等（様式含む）の掲載先は以下のとおりです。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/sake/winekenkyukai.htm>

郵送時の参加申込票の送付先は以下のとおりです。

送付先 〒980-8430

仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟

仙台国税局課税第二部鑑定官室 電話 022-263-1111(内3432・3433)

なお、通信環境や導入ソフトの不具合等により開催要領等をダウンロードできない場合は、紙に印刷したものを郵送いたしますので、令和6年3月15日（金）までに鑑定官室宛御連絡ください。

(2) 果実酒等の出品方法等

イ 出品酒の対象

自己の製造場で製造した果実酒等を対象とします。

各製造場において、主力商品としてお考えの果実酒等を御出品ください。

なお、1製造場につき出品点数は5点までとします。

ロ 出品酒の送付本数

出品酒1点につき、以下の表の出品本数を令和6年4月4日（木）までに鑑定官室へ送付してください。その際、出品酒全てに商品ラベルを貼付してください。

容器容量	出品本数
300mL以上 700mL未満	2本
700mL以上	1本

ハ 出品酒の送付先

〒980-8430

仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟1階

仙台湾税局課税第二部鑑定官室

電話 022-263-1111(内3432・3433) 担当 藤田・加藤

ニ 出品にかかる注意事項

(イ) 出品酒は課税移出として、記帳及び課税処理を適正に行ってください。

(ロ) 出品及び研究会参加に要する諸経費は、全て出品者(参加者)の負担とします。

(ハ) 出品酒はきき酒研究会にて全て開封し、残余の出品酒及び出品容器については、出品者への返却は行いません。

なお、残余の出品酒及び出品容器は、鑑定官室において処分いたします。

(ニ) 仙台合同庁舎が耐震工事中につき駐車スペースを確保できないため、郵送等による出品をお願いします。